

議長／皆さんおはようございます。

ただいまより令和元年9月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第78号議案及び第79号議案並びに報告第17号を一括上程いたします。

それでは、日程に基づき議事を進めます。

日程第1．会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。

末藤議会運営委員長

末藤議会運営委員長／おはようございます。

答申を申し上げます。

令和元年9月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1．付議事件について、第2．付議事件の委員会付託の可否について、第3．会期及び会期日程について、以上3項目でございます。

本臨時会において審議すべき議案等は、ただいま議長から上程になりました専決処分の承認1件、予算議案1件、報告1件、特別委員会の設置及び委員の選任でございます。

以上の件について協議いたしました結果、議案の審議順序につきましては、議案番号順に行い、いずれの議案も所管の常任委員会付託を省略し、即決して差し支えないものとし、市長提出議案に先立ち、特別委員会の設置及び委員の選任を審議することで、意見の一致を見ました。

以上のことを協議しました結果、会期は、本日27日の1日間が適当である旨、決定いたしました。

答申は以上でございます。

議長／お諮りいたします。

会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日27日の1日間と決定いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 27 日の 1 日間と決定いたしました。

日程第 2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第 88 条の規定により、10 番末藤議員、13 番石橋議員、16 番山口昌宏議員の以上 3 名を指名いたします。

日程第 3．特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

先月 27 日から 28 日明け方にかけて記録的な集中豪雨により、市内では 3 名の尊い命が失われ、住宅等の浸水、道路、河川、農林施設災害など甚大な被害が発生しました。

現在、被災地の復旧に向け、そして生活再建に向け全力を傾注していただいているところであり、こうした市民生活や経済活動の復興対策を議会としても後押ししていくために設置を行うものです。

特別委員会の設置につきましては、これまでの慣例等により、議会運営委員会において協議をいただき、意見の一致を見ました。

本議会としても、この豪雨災害の早期復旧・復興に向けた諸問題の解決を目的とする、災害復興対策特別委員会を設置したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

次に、お諮りします。

本件は、議長を除く 19 名の議員による災害復興対策特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して調査、検討することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認めます。

よって、この件は、議長を除く 19 名の議員による災害復興対策特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して調査、検討することに決定をいたしました。

次に、特別委員の選任は、武雄市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって議長が会議に諮って指名することになっております。

よって、議長を除く 19 名の全議員を特別委員会委員に指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議長を除く 19 名の全議員を災害復興対策特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ここで、特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、特別委員会委員長より、正副委員長互選の結果についての報告がありましたので、御報告いたします。

災害復興対策特別委員会委員長に 16 番山口昌宏議員、同副委員長に 17 番川原議員。

以上のとおりでよろしく願いいたします。

日程第 4. 市長の提案事項に関する説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

8 月の豪雨による災害発生から 1 カ月がたちました。

この間、議員の皆様を初め多くの方々の御努力、御協力により、復旧に向け着実に進んでおります。

この場をおかりしまして、心より感謝申し上げます。

今後につきましても、市民の皆様、議員の皆様とともに一日も早い復旧、一日も早い生活再建、被災前よりよいものをつくり、さらなる発展につなげる復興に向けて全力で取り組む所存でございますので、さらなる御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

さて、令和元年 9 月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、承認議案について御説明いたします。

「専決処分の承認について」でございますが、令和元年 8 月の前線に伴う大雨により発生した災害に迅速に対応するため、災害の復旧等に要する経費を計上した「令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）」について、専決処分を行いましたので、承認をお願いするものでございます。

令和元年 8 月の前線に伴う大雨により発生した災害への対応につきましては、先ほど述べた

専決処分後に、農林・商工関係の事業者支援その他の被災者支援に緊急に要する経費を取りまとめましたので、本日、「令和元年度武雄市一般会計補正予算（第6回）」を追加で提案いたしております。

この他、交通事故による損害賠償に係る専決処分について、御報告をいたしております。

詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／これより審議を開始いたします。

日程第5．第78号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部理事

山崎総務部理事／おはようございます。

第78号議案 「専決処分の承認について」補足説明申し上げます。

「令和元年度武雄市一般会計補正予算（第5回）」を専決処分いたしましたので、その内容について御説明申し上げます。

今回の専決では、令和元年8月27日からの大雨による災害に迅速に対応するため、罹災者見舞金の給付や災害援護資金の貸付けによる「生活支援」及び災害廃棄物の処理や被災施設の復旧工事等の「応急復旧」に要する経費を9月19日に専決処分いたしております。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ20億9,942万5,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ272億941万円とするものでございます。

第2条の地方債の補正では、災害復旧事業債及び災害援護資金貸付金について追加及び変更しております。

予算説明書の（5）ページをごらんください。

2款総務費では、他自治体からの応援職員の給与等負担金や罹災証明書発行を行うための住宅被害認定調査業務委託料などを計上しております。

3款民生費では、被災住宅の応急修理に要する経費や災害弔慰金、罹災者見舞金などを計上しております。

4款衛生費では、災害廃棄物の処理委託料や便槽に被害を受けられた方の汲み取り料を免除するための経費などを計上いたしております。

6款農業費では、災害による倒壊、流出したワイヤーメッシュ柵、電気柵の修繕費用に対して補助を行う経費や国の補助対象にならない農地・農業用施設の小規模な災害復旧に対し補助を行う経費を計上しております。

7 款商工費では、被災した竹古場キルンの森公園、乳待坊公園の復旧工事費などを計上いたしております。

8 款土木費では、被災した集会所、共同墓地等の共同利用地の復旧に対する補助や生活道路、生活排水路等の復旧に要する補助に対する経費を計上しております。

9 款消防費では、床上浸水した消防施設等の修繕料を計上しております。

10 款教育費では、北方公民館被災設備状況調査業務委託料や北方スポーツセンタートイレの復旧工事に要する経費などを計上しております。

11 款災害復旧費では、災害を受けた農地、道路等の測量設計業務委託料や緊急を要する箇所工事請負費などを計上いたしております。

予算説明書の（3）ページをごらんください。

歳入につきましては、地方交付税や国・県支出金、市債などを計上いたしたほか、財政調整基金により財源の調整をいたしております。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 78 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番宮本議員

宮本議員／罹災者見舞金というのが出されたということで、大変よかったなと思うんですけども、それはどの程度、どういうふうに出されているのか。

それともう一つは、生活必需品支援事業というやつで、家具等の生活必需品の現物給与というのは、実際無くなった家具を申告すればそれを与えてくれるということになっているのかが 2 点目で、3 点目は、ここに 7 億円の寄附金があったやつは罹災者のほうに、またさらにその中から分配して渡されるのか、その 3 点についてお聞きします。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／おはようございます。

まず見舞金の件ですが、通常、武雄市の災害に対する見舞金の基準に関する規則では、全壊床上等の見舞金がありませんでした。

この度、大規模な災害ということで、規則の中に、新たに今回の災害だけを目的とした見舞金を設けております。

それにつきましては、全壊につきましては 10 万円、半壊につきましては 5 万円、床上浸水に

については5万円、並びに、今回我々は床下浸水についても1万円を支給するように定めております。

つづきまして、生活再建のための生活必需品の支給についてですが、これにつきましては、生活必需品の支給につきましては、これにつきまして県から来るもので、Aセットとしまして、敷き布団、掛け布団、枕。

それとBセットということで、生活支援の一部なんですけど、バスタオル、タオル、箱ティッシュ、トイレットペーパー、並びに、炊飯器、紙おむつ等が、申請がされた方につきまして自宅のほうへ送るような制度となっております。

もう一点、最後のほうに支援金。

すみません。

以上です。

議長／***でいいですよ。

岩瀬福祉部長／先ほどの生活必需品につきましては、補正であがっていますので、その際にまたお答えしたいと思います。

すみません。

議長／ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第 78 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 78 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 6 . 第 79 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算(第 6 回)を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部理事

山崎総務部理事／第 79 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について、補足説明申し上げます。

今回の補正予算では、令和元年 8 月 27 日からの大雨による災害に迅速に対応するため、9 月 17 日付で専決処分を行った補正予算に加え、商工業者、農業者に対する補助など災害からの「復旧・復興」に要する経費などをお願いしております。

補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額にそれぞれ 5,821 万 4,000 円を追加し、補正後の総額を 272 億 6,762 万 4,000 円とするものです。

予算説明書の（4）ページをお願いします。

3 款 3 項 1 目（？）児童福祉施設費では、被災した世帯の保育料を減免することに伴い、認定こども園に対する教育・保育給付費をお願いしております。

同じく 5 項 1 目の災害救助費では、災害救助法に基づく被服、寝具等の生活必需品の支給に要する経費をお願いしております。

6 款 1 項 3 目農業振興費では、被災した作物の次期作等の栽培開始に必要な種子、種苗等の購入等に対する補助に要する経費をお願いしております。

同じく 4 目の畜産費では、被災して使用不能になった飼料、オガクズ等の購入等に対する補助に要する経費をお願いしております。

7 款 1 項 2 目商工振興費では、商工事業者の営業再開のための備品購入等に対する補助に要する経費をお願いしております。

10 款 2 項 1 目幼稚園費では、被災した世帯の保育料を減免することに伴い、幼稚園に対する

教育・保育給付費をお願いしております。

同じく 5 項 2 目の公民館費では、被災した自治公民館の修理に対する補助に要する経費や見舞金をお願いしております。

同じく 3 目の文化財保護費では、被災した市指定の重要無形民俗文化財の備品の修理等に対する補助に要する経費をお願いしております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算説明書の（3）ページをお願いします。

歳入につきましては、県支出金や今回の災害に対する災害支援金を計上したほか、財政調整基金により財源調整をいたしております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 79 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第 79 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 79 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 報告第 17 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

水町総務部長

水町総務部長／おはようございます。

報告第 17 号 専決処分の報告について、補足説明を申し上げます。

議案書の 3 ページをごらんいただきたいと思います。

これは、職員が起こしました交通事故による損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定に基づき、令和元年 9 月 13 日付で専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げるものでございます。

事故の概要でございますが、令和元年 7 月 26 日の午後 4 時 24 分ごろ、佐賀県林業試験場での用務を済ませた本市職員が、その帰路において、トイレ休憩のため立ち寄った小城市三日月町のコンビニエンスストアの駐車場で、駐車中の車両に接触をし、相手車両の右後方部分を破損させたもので、損害賠償の額は 38 万 9,329 円でございます。

職員が基本的な注意を怠り事故を起こしましたことに対して、深くおわびを申し上げます。

なお、当該職員につきましては嚴重に注意をし、再発防止のため、事故発生翌日から 3 日間の公用車の運転禁止を指示をし、これを実行しており、また、警察署による交通安全講習を受講させることにしているところでございます。

以上、御報告申し上げます。

議長／報告第 17 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

報告第 17 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

先ほどの山崎総務部理事より、答弁の際に専決処分の日にちを 9 月 17 日と申されましたけど、

正確には9月19日が専決処分の日でございましたので、議長の職権において訂正をさせていただきます。

先ほどの災害復興対策特別委員会の際、意見書が緊急議題として審議され、災害復興対策特別委員会委員全員から意見書が提出されました。

お諮りいたします。

意見書第3号は、急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として、審議することにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、意見書第3号を急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として、審議することに決定をいたしました。

ここで意見書配付のため、暫時休憩をいたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第1．意見書第3号 令和元年佐賀豪雨災害対策に関する意見書を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

16番山口昌宏議員

山口昌宏議員／令和元年佐賀豪雨災害対策に関する意見書の提出趣旨を説明いたします。

先月27日から28日明け方にかけて記録的な集中豪雨により、市内では3名の尊い命が失われ、住宅等の浸水、道路、河川、農林施設災害など甚大な被害が発生しました。

災害発生以来、執行部におかれましては、武雄市災害対策本部を設置し、11日には災害者の一日も早い生活再建へ向けた復興対策室を設置し、各種関係機関の支援を受け災害復旧等の対応に全力を傾注していただいているところであります。

また、本当にありがたいことに、全国から本当に多くのボランティアによる支援も多くいただいているところでもあります。

しかしながら、今回の未曾有の災害の復旧・復興を進めるためには、政府、国会、その他関係機関の絶大なる支援をお願いしなければならないところであります。

よって、政府及び国会に、被災地の市民生活や経済活動を速やかに回復するよう重点的な支援を要望するものであります。

要望項目は、1. 災害ごみ処理について、2. 被災者の生活支援について、3. 商工事業者への経営支援について、4. 公共土木施設等の災害復旧事業の早期採択等について、5. 地方交付税等による財政支援の実施について、以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

終わります。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定をいたしました。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより意見書第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、意見書第3号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、議決されました意見書第3号は、明記されております各関係機関へ送付をさせていただきます。

以上で本臨時会の日程をすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和元年9月武雄市議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。